

船舶事故調査報告書

平成24年10月4日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年6月8日 19時50分～20時15分ごろの間）
発生場所	東京都小笠原村沖ノ鳥島南東沖265海里（M）付近 （概位 北緯17°38′ 東経139°43′）
事故調査の経過	平成23年6月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二 ^{ほくと} 北斗丸、19トン KO2-6930（漁船登録番号）、株式会社北斗 14.94m（Lr）×3.81m×1.98m、FRP ディーゼル機関、478.08kW、平成3年1月21日
乗組員等に関する情報	船長 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年3月28日 免許証交付日 平成22年5月13日 （平成27年5月12日まで有効） 機関長 男性 57歳 三級海技士（機関） 免許年月日 昭和57年12月16日 免状交付年月日 平成20年7月25日 免状有効期間満了日 平成25年7月24日
死傷者等	死亡 1人（機関長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、機関長ほか甲板員5人（インドネシア共和国籍）が乗り組み、沖ノ鳥島南東方沖の漁場において平成23年6月1日からまぐろはえ縄漁を行っており、6月8日04時00分ごろから8回目の操業の投縄を行い、09時ごろから休息をとったのち、14時55分ごろから揚縄を開始した。 操舵室にいた甲板員は、19時50分ごろ機関長が1人で浮玉の付いたラジオブイを船首左舷側から機関室左舷側の格納場所に運んで行くのを見たが、本船が沖ノ鳥島南東沖265M付近に位置していた20時15分ごろになっても帰ってこないことから、他の甲板員と共

	<p>に船内を捜索したが見付からなかったため、20時20分ごろ船長に報告した。</p> <p>船長は、全乗組員と共に再度船内の捜索を行ったが、機関長を発見することができなかったため、船舶所有者に報告し、船舶所有者が海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した海上保安庁の巡視船及び航空機などと共に捜索を行ったが、機関長を発見するに至らず、後日、機関長は、死亡認定により除籍された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>本船は、船体中央よりやや船尾側に操舵室及び機関室を配置し、操舵室左舷側のブルワーク後方にラジオブイが格納され、また、機関室囲い上部が浮玉の保管場所になっていた。</p> <p>本船は、浮玉格納場所の高さが約1.6m、機関室囲いとブルワーク間の距離が約88cmであり、浮玉格納場所に上がる垂直はしごが機関室囲いに取り付けられていた。</p> <p>本船の漁具は、幹縄を130本有し、幹縄の両端には浮玉を付けた浮縄が取り付けられており、浮縄12本ごとにラジオブイ1個が取り付けられていた。</p> <p>機関長が運んでいたラジオブイは、4個目のものであり、本事故後、そのラジオブイ及び浮玉は、格納場所に置かれていることが分かった。</p> <p>機関長は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>機関長は、行方不明となり、後日、死亡認定により除籍された。</p> <p>本船は、沖ノ鳥島南東沖の漁場において揚縄中、19時50分ごろ、機関長が、浮玉の付いたラジオブイを機関室左舷側の格納場所に運んで行くところを目撃されたのち、20時15分になっても同場所から帰ってこないことに甲板員が気付いて船内を捜索しても発見されず、また、機関長が運んでいたラジオブイ及び浮玉が格納場所に格納されていたことから、この間において、機関長が、浮玉を格納場所に格納したのち、落水した可能性があると考えられるが、目撃者がいないことから、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、沖ノ鳥島南東沖の漁場において揚縄中、機関長が、浮玉を格納場所に格納したのち、落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>